

PL Report <2011 No.3>

国内の PL 関連情報

■ 国民生活センターと消費者庁の一元化の検討について

(2011 年 6 月 2 日 中日新聞)

悪質商法や商品テストの情報提供などを通じて、消費者保護に当たる独立行政法人「国民生活センター」を 2012 年度から段階的に消費者庁と一元化し、13 年度に廃止を目指す中間整理を、消費者庁の作業部会がまとめた。

国民生活センターは 1970 年に発足し、創立後 40 年にわたり消費者問題に取り組んできた。一方、2009 年 9 月に発足した消費者庁は、悪質な業者に業務停止命令などの法執行をしたり、資料提出を要求したりする権限が与えられ、消費者被害の未然防止や拡大防止に取り組んできた。

2011 年 5 月 13 日にリリースされた「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース 中間整理」では、主として 4 つの課題（下記「ここがポイント」に記載）を指摘した上、国民生活センターと消費者庁の一元化について提案している。

ここがポイント

平成 22 年 12 月 7 日、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定を受け、消費者庁では、独立行政法人国民生活センターの在り方の見直しについて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」を立ち上げ検討を進めた結果、平成 23 年 5 月 13 日「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース 中間整理」（以下「中間整理」）において、以下のような共通認識が得られたと発表されました。

- (1) 消費者庁は、一昨年 9 月に発足して以降、我が国の消費者行政の司令塔として、消費者政策の企画・立案、事故情報の収集・分析・公表、すきま事案への対応、所管法律の法執行等を通じて、消費者被害の未然防止、拡大防止に取り組んできた。しかし、現状では知見・ノウハウの蓄積が十分でなく、複雑化・高度化する消費者問題へ対応できていない分野もみられる。
- (2) 一方、国民生活センターでは、長年にわたり消費者問題に取り組み、消費者問題に関する知見・ノウハウが蓄積されてきた。しかし、法律上その業務は国民生活に関する情報の提供及び調査研究が中心であり、情報提供についても法律上の権限のない任意の注意喚起であった。また、消費者庁との連携が十分ではなく、一部事務の効率性やガバナンスにおいて課題がみられる。
- (3) また、両組織の間では、多くの業務で目的・機能に重複がある。この重複を整理、合理化し、両組織の資源の有効活用を図ることによって、(1) 及び (2) の課題を克服し、消費者行政の機能強化を実現する必要がある。
- (4) 民間機関や自治体において、国民生活センターが提供している各機能を全国的かつ継続的に実施することは、現状では困難である。また、各機能には相互補完性・一体性がある。したがって、消費者行政の強化のためには、基本的には各機能を一体として国サイド（消費者庁及び国民生活センター）で実施すべきである。

この中間整理に対して意見募集をしたところ、公開ヒアリングや消費者委員会、消費者団体、弁護士会等から様々な意見が提出され、なかには、「国民生活センターの ADR 機能の公平性・中立性が担保されない恐れがある。」「厳格な法の解釈・運用を前提とする執行部門と

の調整が必要になることによって、時宜を得た注意喚起ができなくなる。」などを理由として、一元化に懸念を示す意見も出されました。

消費者庁では、得られた意見をもとに中間整理の修正等の検討が続けられ、7月23日には「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース 取りまとめ（案）」（以下「とりまとめ案」）が公表されています。取りまとめ案では、一元化の方向は維持しつつも、意見募集結果等も踏まえ、注意喚起情報等の公表の一層の迅速化や消費者庁におけるADR機能の強化等が盛り込まれており、今後の消費者行政の方向性が伺える内容となっています。

エアコン発火事故に注意

（2011年6月12日 中日新聞 福井総合版）

暑い夏を迎え、使用が増えるエアコンからの発煙、発火などの事故が例年全国で増加するとし、独立行政法人・製品評価技術基盤機構 製品安全センターが注意を呼びかけている。

同センター北陸支所（金沢市）によると、エアコンによる事故は2005年度～2010年度の6年間で467件発生。そのうち死亡事故が5件、重傷事故3件、軽傷事故が26件あった。事故は2008年度から増加傾向にあり、夏場のエアコン使用が増える6～7月に多発。原因は配線の接触不良や長期使用による劣化や漏電などだが、多くは特定できていない。電源コードやプラグが異常に熱い、頻繁にブレーカーが落ちるといった異常を感じた場合や掃除をする際は、購入店や修理窓口への相談を勧めている。

ここがポイント

経年劣化に係る注意喚起のため、電気用品安全法関連省令の改正に伴い創設された長期使用製品安全点検・表示制度に基づき、表示制度については2009年4月1日以降に製造された扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビの製品本体及び取扱説明書には「製造年」、「設計上の標準使用期間」等を表示しなければならなくなりました。

製造者は、製品の設計・開発にあたって、本質安全設計を基本にリスクアセスメントを行い、ユーザーの保守不良対策も含め、可能な限りリスク低減対策を検討・実施していくことが必要ですが、あわせて、長期使用製品安全点検・表示制度について、過去に製品を購入したユーザーを含めて必要な啓発活動を行い、制度の一層の普及促進を図っていくことが、PLリスク低減のために非常に重要といえます。

経済産業省が「リスクアセスメント・ハンドブック “実務編”」を公表

（2011年7月19日 Tech-On!）

経済産業省は6月30日、ホームページ上に「リスクアセスメント・ハンドブック “実務編”」を公表した。（http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.html）

この“実務編”は、平成21年度に策定された「消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック “第一版”」に引き続き、平成22年度の事業として作成された。同省がインターリスク総研を事務局とする「リスクアセスメント実務検討委員会」（委員長は製品評価技術基盤機構の松本浩二氏）を設置してまとめた。

“第一版”が、リスクアセスメントの概要を総括的に説明した入門編的な要素が強いのに対して、この“実務編”では、架空の会社がある製品のリスクアセスメントを導入し実施する姿を、その会社の社内文書を参照しながら追いかける手法で物語風に構成している。このため、これま

でリスクアセスメントに関する実践的知識の不足等により、その導入をためらってきた企業の実務担当者にとって最適な入門書になると共に、既に導入済みの企業にとっても未経験者のための教育用資料など実践的な参考書として利用できる。

ここがポイント

製品安全を確保するために欠かせない手法として、リスクアセスメントの重要性については既に多くのことが語られ、関連する書籍が発行され、セミナーも開催されてきました。しかし、実際にこれからアセスメントを導入しようと考えている企業の担当者にとって、アセスメント実施の具体的な手法や周辺知識の理解に加え、コスト対効果の観点等も含め、経営にアセスメントを導入する必要性を説明し合意を得ることが大きなハードルとなっていました。

経済産業省は、このような企業のリスクアセスメント導入促進上の阻害要因に対し、実際の業務についてより具体的な内容を記述し、かつ関係者の具体的理解と合意を促すハンドブックの必要性を認め、この目的に沿って作成されたのが今回の“実務編”です。

このハンドブックの特徴は第1章と第2章でアセスメント導入の目的と実施手順の概要を述べた後に、第3章で架空の会社を舞台に Phase 1 の準備段階から Phase 3 の検証段階までを豊富な事例で記述し、この手順に従うことによりこれまで導入経験のない担当者でも一定の水準でのリスクアセスメントが実施できるようになっている点です。アセスメント実施において必要となるハザードマトリクス等の付属ツールや図表も豊富に準備され、応用することができます。

製品安全についての議論は今後一層深まる方向にあり、製造事業者のみならず製品を販売する立場の小売業者や輸入業者においてもリスクアセスメントを実施する傾向にあります。リスクアセスメントは、設計・開発・製造の各段階で実施することで、より安全な製品を実現するために必要不可欠なプロセスであるとともに、既に市場に流通している製品に万が一の不具合が発生した際の事後的なリスク低減対策を検討する上でも欠かせないプロセスです。

海外の PL 関連情報

欧州連合が危険製品に関する 2010 年度年次報告書を公表

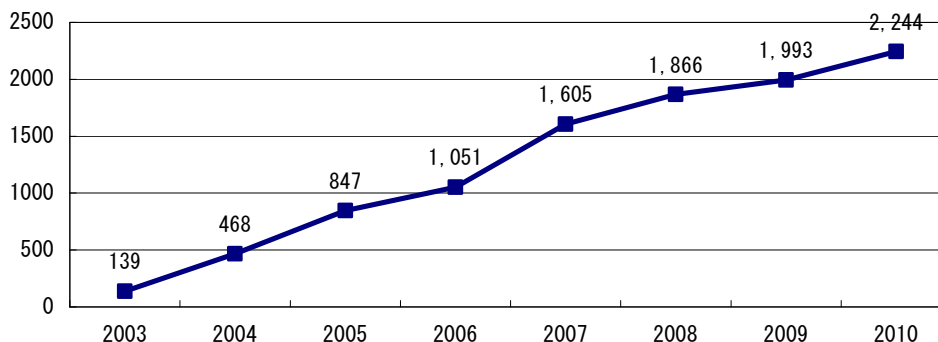
EU（欧州連合）の健康・消費者保護局は、5月12日、危険製品緊急警告システム（RAPEX: Rapid Alert System for non-food dangerous）の2010年度年次報告書を公表した。RAPEXは、EU域内で流通する消費者用製品（食品・飼料、医薬品・医療機器を除く）を対象とした危険製品に関する情報共有システムであり、EU加盟国において消費者に危害を及ぼす製品が判明しリコール等を実施する場合、速やかにEC（欧州委員会）に通知し、危険製品に関する情報を加盟各国間で共有するとともに、RAPEXのホームページにおいて広く消費者に対して公表する仕組みです。

今回の年次報告書の要点は以下のとおり。

- ・リコール等の措置件数（2,244件）は過去最高となり、前年度より約13%増加
- ・製品別では衣類が32%を占め最大で、次に玩具（25%）、自動車（9%）、電気製品（8%）が多い。（2009年度は玩具が28%で最大、2010年度に衣類と玩具が逆転）
- ・製品の製造国は、例年と同様中国が圧倒的に多く58%を占める。（2009年度60%よりわずかながら低下）
- ・日本の製品は34件で全体の2%である。（2009年度15件より増加傾向）

- ・通知件数がもっとも多かった国はドイツで、ブルガリア、ハンガリー、キプロス、ギリシャと続く。

リコール等措置件数の推移



ここがポイント

報告書の公表にあわせ、EU は次の点を特に強調し、RAPEX を中心とした製品安全対策の進展について自信を示すコメントを発表しています。

- ①RAPEX がますます有効に機能し、EU 加盟国の取組強化により、2010 年度はこれまでに最多の危険な製品を市場から引き上げることができた。
- ②企業（製造業者、販売業者）専用の緊急警告システム（GPSD ビジネスアプリケーション）を活用した通知が大幅に増加し（2009 年度 44 件から 2010 年度 133 件へ 202%増）、企業も消費者製品の安全性に関する責任をより真剣に受け止めるようになりつつある。
- ③出荷元・製造現場における安全性が重要な焦点であり、中国をはじめ国際間の協力・連携を引き続き高めている。

実際、欧州では 2004 年に RAPEX が開始されて以降、危険製品に関する報告件数（＝措置件数）は毎年増加し、危険製品への対策が着実に進展していることが伺えます。特に、最も措置件数の多い中国製品に関して、2006 年に RAPEX-China※のシステムが導入されて以降、中国当局との連携が着実に進展しており、米国 CPSC との間でも製品安全政策や危険製品の情報を含め定期的な情報交換が行なわれていることを報告書で述べています。さらに、日本との連携についてもふれ、政策面のディスカッションや使い捨てライターの試験基準に関する情報交換等の開始について指摘しています。

危険とされた製品は中国をはじめ EU 域外からの輸入品が多く、今後も危険製品のリコール情報を含め、国際間の情報共有や政策面の連携はますます進むものと考えられます。海外への製品輸出に際しては、こうした国際的な情報共有や連携の動きも踏まえ、現地の法規・規格への適合ばかりでなく、万一のリコール等措置の実施も想定した情報収集や検討が重要になります。

一方、報告書の公表にあわせ、2010 年に行なわれたレジャー目的のヘルメットに関わる 11 カ国の市場調査結果が公表されています。367 のヘルメットが検査された結果、ラベルと指示に関する要求事項について 63%が未遵守であり、安全面において未遵守が疑われたヘルメットが 40 あり、視野、衝撃吸収能力、締付具の安定性を研究機関でテストした結果、テストされた製品の約半数が未遵守であることが判明しています。この市場調査は、EU 市場調査当局（PROSAFE）と協同して行なったもので、製品調査と安全規則の徹底についてメンバー国間で協調経験を積むことを目的に実施しており、今後、一層の PROSAFE、各国規制当局との連携が予想されます。

※RAPEX で危険製品として EC に通知があった中国製品の情報を、リアルタイムで中国当局に提供し、

当該中国製品に対する指導結果等につき、中国当局から EC に報告する仕組み。

米連邦最高裁における外国企業に対する州裁判管轄に関する判決について

本年 6 月 27 日、州の裁判管轄に関わる訴訟について連邦最高裁判所の判決があり、賛成 4 判事、条件付同意 2 判事、計 6 対 3 で 1987 年の連邦最高裁判決を踏襲し、州の裁判管轄が認められるには「流通以上のもの（” Stream of commerce plus” – 1987 年所判決での O’ Conner 判事意見）」を必要とするとして州の裁判管轄を認めなかった。

本訴訟は、被告英国企業が製造し、被告のオハイオ州子会社によってニュージャージー州へ販売された切削機械に関わる P L 事件であり、被告は対人裁判管轄不在を理由に訴訟の棄却を申立てた。一審はこれを認めたが、控訴審において覆され、ニュージャージー州最高裁判所が「子会社を通じてニュージャージー州を含む全米に販売をおこなうという意図をもって流通」させたことを理由に裁判管轄を認めた為、被告は連邦最高裁判所へ上訴を行っていた。

ここがポイント

米国では、各州が独立した国家であるため、他州の自然人、法人を自州の裁判所に訴えることは出来ず、この様な場合には相手方住所地の裁判所に訴えるより他ありませんでした。しかし社会の発展に伴い、速やかな裁判手続による債権債務確定を目的に他州当事者に対する管轄権を認める必要が出てきた為、「ロング・アーム法」（現在は全州にて採用）を制定し、他州の当事者に対しても対人管轄権を行使することが出来るようになりました。ロング・アーム法は、当初米国内の他州の当事者に対してのみ適用されましたが、次第に海外にいる当事者に対しても適用されるようになりました。しかし、無制限に他州や外国の当事者に裁判管轄権が及ぶわけではなく、原則として「相手当事者が自州との間に、フェア・プレイと実質的正義という伝統的概念に反しない程度の最小限の関係（minimum contact）をもっていること」が要件とされています。

どの様な場合に「最小限の関係」があると見なされるかについては、

- ① その州で営業活動を行っていたり、その州に役員、従業員、代理人・販売代理店等を抱えていたり、銀行口座や不動産や車両等の資産、事務所または倉庫等を置いている場合、又は当該州の販売業者に販売を委託している場合には一般的に管轄権（” general jurisdiction”）が及ぶとされるほか、
- ② その州で事故を起こした製品を、その州で販売されることを意図して流通させること、即ち「裁判所の所在する州内で意図的に活動の恩恵を受ける」場合にも特定の管轄権（” special jurisdiction”）が及ぶとされています。

本件において、1987 年の判決以降具体化が期待されておりました「” Stream of commerce plus”」に関わる具体的な判断基準が出されるのではないかと期待されましたが、その製品が「当該州で販売されるであろうという単なる予想や期待」では不十分であり、「当該州で製品を販売するために、意図的にその法や保護の恩恵を受ける行為」が必要であるという従来の判断を確認するにとどまりました。

条件付で同意した Breyer 判事は、その意見で「もう少し何か、例えば特定州を対象にした設計、広告、助言や販売等の事実要因がなく、単に過去の判例を安全に踏襲しただけであり、それでインターネットで取引や販売が行われる現代の状況にマッチしているのか？」という疑問を呈し、次にこのような現代の商業取引状況を反映した事件において、特定の管轄検証法を採用することが必要になるだろう、と述べていることは今後の動向を占う上で参考にな

ります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2011